関するハラスメントの防止等に関する件国立国会図書館職員の妊娠、出産、育児又は介護に

(平成二十八年十二月二十二日館長決定第九号)

同 三年十二月 十七日同 第五号改正 令和二年 五月二十九日館長決定第三号

(趣旨)

生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めの措置及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントがいの措置及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止のたい。 本件は、国立国会図書館職員(以下「職員」という。)がその

(定義)

めるものとする。

2 本件において、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメ

職場における次に掲げるものをいう。

ント」とは、

- 一 職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の
- イ 妊娠したこと。

勤務環境が害されること

- ロ出産したこと。
- いこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。ハー妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができな
- 二 不妊治療を受けること。

置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されるこ二 職員に対する妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措

کے

(不利益取扱いの禁止)

の対応に起因していかなる不利益も受けない。 産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合の当該職員する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他妊娠、出3 職員は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関

(職員の責務)

じさせる言動をしてはならない。 4 職員は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生

(監督者の責務)

- ならない。 出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に努めなければ良好な勤務環境を確保するため、次に掲げる事項に注意して妊娠、5 職員を監督する地位にある者(以下「監督者」という。)は、
- を深めさせること。

 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する認識護に関するハラスメントに関し、監督する職員の注意を喚起し一 日常の執務を通じた指導等により、妊娠、出産、育児又は介
- じていないか、又は生じるおそれがないか、監督する職員の言二 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが職場に生

うにすること。動に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見逃さないよ

払い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。 情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他妊娠、出産、 育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合の職員の対応 に起因して当該職員が職場において不利益を受けていないか、 というでは、出産、有児又は介護に関するハラスメントに関する苦

に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがない育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合の職員の対応情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他妊娠、出産、四 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する苦

対応すること。関する苦情の申出及び相談があった場合には、真摯かつ迅速に五一職員から妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに

ようにしなければならないこと。

(研修等)

め、職員の意識の啓発及び知識の向上を図る。7 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等のた

8

妊娠、

出産、

育児又は介護に関するハラスメントの防止等のた

る苦 メントに関する基本的な事項について理解させること並びに新たたに職員となった者に妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスいよ め、職員に対し、研修を実施する。この場合において、特に、新

解させることに留意するものとする。

スメントの防止等に関しその求められる役割及び技能について理

に監督者となった職員に妊娠、

出産、

育児又は介護に関するハラ

(再発防止)

措置を講ずるものとする。には、再発防止に向けて、職員の意識啓発、研修その他の必要なり 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合

(雑則)

10 本件の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附則

本件は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則(令和二年五月二十九日館長決定第三号)

本件は、令和二年六月一日から施行する。

附 則(令和三年十二月十七日館長決定第五号)

本件は、令和四年一月一日から施行する。